

「新しい社会的養育ビジョン」についての意見

～ 乳幼児の権利を守り抜くために ～

鳥取こども学園理事長・里親支援とっとり所長・
前全国児童養護施設協議会会長 藤野 興一

1. 国の「在り方検討会」が7月31日に提案した「新しい社会的養育ビジョン(案)」

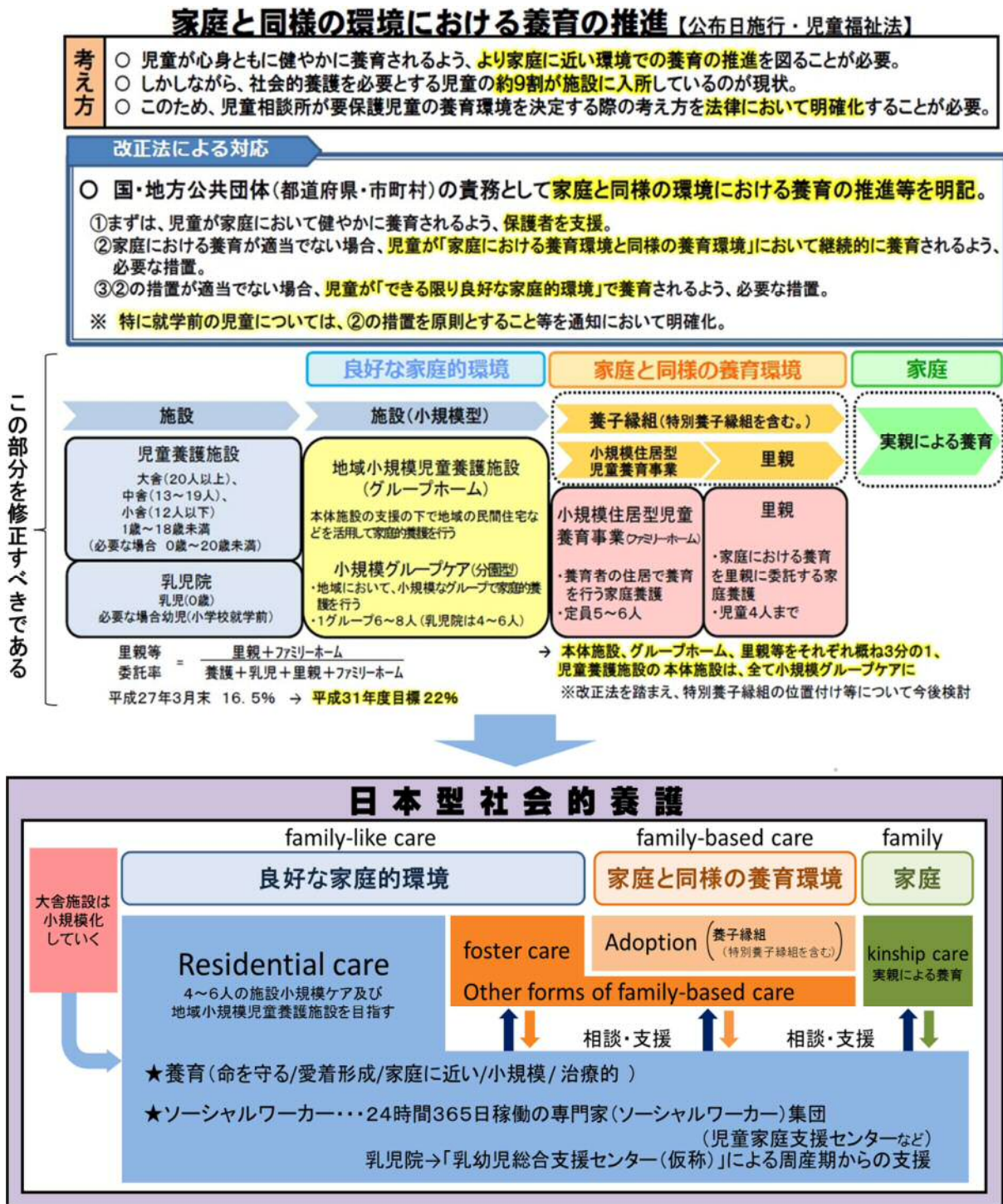
→「新しい社会的養育ビジョン」8月2日決定版について

- ① 7月31日の検討会で「新しい社会的養育ビジョン(案)」が提案されたが、8月1日のマスコミ各紙は、○特別養子縁組を5年で倍増。○小学校入学前の子どもについては、原則施設入所は停止する。○乳児院は入所施設としての役割を縮小し里親・養父母支援へ移行。○3歳未満は5年以内、それ以外の未就学児については7年以内に里親委託率を75%以上とし、学童期以降は10年以内に50%以上とする。などと報道した。
- ② 更に、8月2日の検討会で、子どもの意向尊重、養子縁組、特に特別養子縁組促進、「4代替養育」に「6)施設養育に求められる高度な専門性」等を加えて、施設現場への配慮を示しながらも、数値目標等については「要約編」のみに掲載されていたものを全て本体部分にも書き込み、「乳児院の多機能化・機能転換を進めるための」プロジェクトチーム、及び「フォスタリング機関事業実施のための」プロジェクトチームを作ることとした上で、(案)を取り正式なものとした。

2. 元々乳児協や全養協は「乳幼児総合支援センター」や「日本型社会的養護」を提唱

- ① 「日本型社会的養護」とは、「日本の社会的養護が、欧米諸国のように施設を廃止して里親へ移行するという方向ではなく、日本独特の措置制度(都道府県・政令指定都市が措置権を持ち、国及び都道府県・政令指定都市が費用負担義務を負う)の下で、4～6人の小規模ケア(生活単位の小さい小舎制施設等)・個別ケアの拡充・強化を図りつつ、施設と里親が連携し、施設のソーシャルワーク機能など専門性を活かした日本独特の社会的養護を目指すもの」として、提案したものである。
- ② 戦災孤児の時代と違い、今の日本の要保護児童には親がいる。子どもはどんなにひどい虐待を受けていても「いい子になるから迎えに来てね」と親を求めて止まない。従って、今日日本の社会的養護には、子どもと同時に親・家庭への支援が不可欠である。施設と里親が互いを補いつつ連携・協力して、日本独特の社会的養護の体制を作るべきとしたのである。一緒にケース検討をするなど、施設と里親の協働体制を創りたい。
- ③ 「乳幼児総合支援センター」については、あずかる機能を無くして地域支援機関に移行すると言っているわけではなく、乳児院や児童養護施設の養育単位の小規模化とあずかる機能の質的強化を前提として、子ども・家庭(養子縁組家庭や里親家庭も含む)支援の拠点としての役割を果たそうというものである。1.の①の数値目標等「概要版」が出される前までは、乳児福祉協議会や児童養護施設協議会が検討委員会に提出した意見書の趣旨を汲んだいいものが出来るのではないかと大いに期待できるものであった。

3. 「乳幼児総合支援センター」や「日本型社会的養護」を図式化すれば以下の通り



4. 概要版で示された数値目標等による変質

① 7月31日に示された概要版では、乳児院のあずかる機能を解体して里親・特別養子縁組などの家庭支援機関に移行させようというものであり、全く「似て非なるもの」となっている。社会的養護とりわけ里親や特別養子縁組に年限を切って、現状を無視した数値目標を設定することは子どもの権利条約の精神にも反するものである。乳児院のあず

かる機能をなくして地域支援に移行するというのは空論であり、乳児院の解体につながるものである。あずかる機能があるからこそ親支援や地域支援が出来るのであり、職員の専門性も培われるのである。社会的養護には、子どもと同時に親・家庭への支援が不可欠である。親・家庭への支援も含めて、施設と里親が互いを補いつつ連携・協力して、日本独特の社会的養護の体制を作るべきなのである。施設と里親と一緒にケース検討が出来る体制を創りたい。

5. 言葉によらない心と心の響きあいこそ重要。もっと自信を持つべきです。

① イギリス・ルーマニア養子研究の第一人者であるマイケル・ラター(JaSPCAN 大阪大会に合わせ、渡辺久子氏と村瀬嘉代子氏がインタビュー)も、日本の児童養護施設等の取り組みを評価し、苦闘している現場職員を支える必要性を述べている。また、同様にブカレスト研究・愛着理論と治療についての研究者であるチューレーン大学 Charles H. Zeanah, jr 氏やルーモス常務理事、バーナードス前代表のロジャー・シングルトン卿などの愛着理論の研究者たちが相次いで来日し、施設現場を訪れながら意見交換するなかで、日本における乳児院や児童養護施設の先駆的・治療的取り組みについて、一定の評価をして、苦闘する現場職員を支える国や自治体の体制こそ必要と述べている。

② もっと自信を持って胎児期からの母(代替え者)子の心と心の響きあいを大切にしたい。一人の赤ちゃんはいない。母(代替え者)子がいる。里親にしる、特別養子縁組にしる、胎児期からの母子関係にはないのでカンガルーケアに付き合う等のない限り、母親になるための準備期間が必要であり、乳児院や児童養護施設の里親支援相談員等の施設で培われた専門性と施設と里親・特別養子縁組養親との共同作業の期間が必要である。養育者が代わる子ども(赤ちゃん)本人の心の準備が必要であり、里親や養親の親になるための子どもの受け入れ準備が欠かせないのである。

6. 日本の社会的養護は慈善事業の時代から制度のある無しに関わらず、

目の前の子ども・家庭の窮状打破・人間の尊厳のために日々かわり続けてきた。

① 乳児院や児童養護施設のあずかる機能をなくして地域支援に移行するというのは空論であり、「3歳未満は5年以内、それ以外の未就学児については7年以内に里親委託率を75%以上とし、学童期以降は10年以内に50%以上とする」等とする現状無視の数値目標を掲げることは、社会的養護事業の方法論として間違っており、日々生き、成長している子ども・家庭の窮状打破の現状改善から出発すべきなのである。

② この数値目標に基づいて、乳児院や児童養護施設を解体して里親へ移行を強行すれば、子どもの人権侵害が横行し、多くの死者が出ることになり、欧米諸国のように子どものたらい回しにつながる事となる。

③ 今後、「乳児院の多機能化・機能転換を進めるための」プロジェクトチーム、及び「フォスタリング機関事業実施のための」プロジェクトチームへの現場からの参加や、ありとあらゆる機会・方法を通じて、この空論の現実路線への転換を実現したい。

2017. 8. 9 藤野記 以上検討ください。